

施 工 条 件 の 明 示 書

都市計画道路 3・4・27 号線整備工事(その 7)

1. 工程関係

- ☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある。
- ☒ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される。
 - ・ 施工時間については、特記仕様書第 17 条を参照のこと。
- ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある。
- ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある。
- ☐ 余裕工期を設定している。
- ☒ 休日日数等作業不能日数を設計工程上見込んでいる。

2. 用地関係

- ☐ 工事用地等に未処理部分がある。
- ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。
- ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地が必要である。
- ☐ 消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用する。

3. 公害関係

- ☒ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する。
 - ・ 騒音・振動防止のため、施工機械は低騒音型を使用すること。
- ☐ 水替・流入防止施設が必要である。
- ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする。
- ☒ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される。
 - ・ 周辺家屋等に影響を及ぼさないように十分注意すること。

4. 安全対策関係

- ☒ 交通安全施設等を指定する。
 - ・ 特に道路を規制する場合は、交通に支障を生じないよう工事予告板・工事標示板を設置すること。
- ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある。
- ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要である。

- 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する。

- ・ 施工に際して交通誘導員を1人/箇所以上配置、また供用されている道路の施工に関しては交通誘導員を2人/箇所以上配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。特に駅前交通広場での作業は注意すること。

- ☐ 有害ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要である。

5. 工事用道路関係

- 一般道路を搬入路として使用する場合、工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある。

- ・ 現場近くでの車両待機は絶対に行わないこと。
 - ・ 作業時間前の現場待機車両は必ずエンジンを切ること。

- 一般道路を搬入路として使用する場合、搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である。

- ・ 搬入路として使用した道路の清掃等を日々行うこと。

- ☐ 仮道路を設置する場合、仮道路に関する安全施設等が必要である。
- ☐ 仮道路を設置する場合、仮道路の工事終了後の処置がある。
- ☐ 仮道路を設置する場合、仮道路の維持補修が必要である。

6. 仮設備関係

- ☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す、及び引き継いで使用する。
- ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する。
- ☐ 仮設備の設計条件を指定する。

7. 建設副産物関係

- 建設発生土が発生する。
- ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要である。
- 建設副産物及び建設廃棄物が発生する。
 - ・ 特記仕様書第7条を参照のこと。

8. 工事支障物件等

- 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する。
 - ・ 施工に際して関係者協議を行い、埋設物調査を行うこと。
- ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する。

9. 薬液注入関係

- ☐ 薬液注入を行う。
- ☐ 周辺環境への調査が必要である。

10. 事前調査関係

- 工事着手前に必ず水準測量を行い、設計図書との比較をした結果を監督職員へ報告すること。
- 既存樹木の伐採にあたっては事前に樹木調査を行うものとし、建設発生木材の数量について設計図書と比較した結果を監督職員へ報告すること。
- 事前に道路境界査定図に基づき境界標の有無の確認をし、撤去が必要になる際は引照点を設け復元すること。なお、写真等で報告書を作成し提出すること。

11. 道路復旧関係

- 既存道路において、施工時の日々復旧（仮復旧）は加熱アスファルト合材にて表層まで行うこととし、路盤での交通開放は行わないこと。
- 舗装すり付けは振動・騒音が生じないよう適切な処置を講じること。

12. その他

- 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である。
 - ・ 施工ヤード及び資機材置き場については、費用を含め施工業者において検討を行うこと。
- 道路照明について
 - ・ 道路照明については、受注者が受電手続きを行い工事完了後発注者に引き継ぐこと。詳細については監督職員と協議すること。
- 工事現場発生品がある。
- 支給材料及び貸与品がある。
- 新技術・新工法・特許工法を指定する。